

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課開発指導係
内線番号	5347

No.	項目	内容
①	処分名	宅地造成等に関する工事の変更の許可(工事に係る土地の面積が1ヘクタール以上の場合)
②	法令名	宅地造成及び特定盛土等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第16条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	・宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号) ・盛土規制法に基づく申請等マニュアル(令和7年5月1日)に記載の審査基準による。
		添付の有無
⑦	経由機関名	所管土木事務所長
⑧	協議機関名	市町村等
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)44日
		経由機関
		協議機関
		当該処分機関
⑪	問合せ	建築指導課開発指導係(075-414-5347)
⑫	備考	

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課開発指導係
内線番号	5347

No.	項目	内容
①	処分名	宅地造成等に関する工事の変更の許可(工事に係る土地の面積が1ヘクタール未満の場合)
②	法令名	宅地造成及び特定盛土等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第16条第1項
⑤	処分権者	所管土木事務所長(委任先)
⑥	審査基準	・宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号) ・盛土規制法に基づく申請等マニュアル(令和7年5月1日)に記載の審査基準による。
	添付の有無	
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	市町村等
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)30日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑪	問合せ	建築指導課開発指導係(075-414-5347)
⑫	備考	